

# 神奈川県サービス管理責任者等研修事業者指定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という。）9に基づき、神奈川県内でサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）事業を実施する者（以下「研修事業者」という。）の指定等について必要な事項を定め、神奈川県内におけるサービス管理責任者等研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

## (指定の要件)

第2条 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、研修事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定するものとする。

- (1) 法人格を有し、障害者福祉、児童福祉又は高齢者福祉に従事する人材の養成に係る研修（以下「人材養成研修」という。）を概ね1年以上実施した実績がある等、サービス管理責任者等研修事業を適正に実施できると認められる事業者であること。
- (2) 原則として県内に、研修事業の拠点となる設備を備え、人材養成研修に従事した経験がある等、研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、サービス管理責任者等研修事業を統括する体制があること。
- (3) サービス管理責任者等研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (4) 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 必要な研修会場・備品・教材等を確実に確保することができ、担当する科目等に関して十分な知識、経験を有した講師を適切な人数確保し、事業実施要綱別紙1及び別紙2に定めるカリキュラムの内容に従った研修を継続的に年1回以上実施できること。
- (6) 事業計画書の届出、事業計画変更等の届出、実績報告書の提出等、本指定要綱に定める手続きが適正に履行できると認められること。
- (7) 研修事業に係る書類の管理について、受講者の個人情報保護に留意し、適正に行われる体制が整備されていること。
- (8) 受講者に対し県が別に定める効果測定を実施し、県に報告できること。
- (9) 県が主催するサービス管理責任者等研修事業連絡会（年2回程度）に参加し、本研修の質の向上等、県内の研修事業が円滑に進むよう協力する体制を確保していること。
- (10) 原則として指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設を運営する事業、指定障害児通所支援事業あるいは指定障害児入所施設を運営する事業を営んでいない事業者であり、受講者

の選考等に係る事務が客観的かつ公平に行えると認められること。

- 2 前項の要件を満たしている場合においても、申請者が次の(1)から(14)までのいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。
- (1) 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、研修事業者として指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。
  - (2) 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、次のいずれかの研修を行う事業者としての指定を取り消された者であるとき。
    - ① 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号までに掲げる研修を実施する事業者
    - ② 指定地域相談支援の提供の当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）、指定計画相談に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）に定める相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修を実施する事業者
    - ③ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
    - ④ 「療養生活環境整備事業について」（平成27年3月30日付け健発0330第14号厚生労働省健康局長通知）の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」の第3の（4）の⑥に基づき指定を受けたホームヘルパー養成研修事業者（「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日付け健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者を含む。）
  - (3) 本県、他の都道府県及び市町村において、過去5年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者としての指定を取り消された者であるとき。
  - (4) 本県、他の都道府県及び市町村において、過去5年以内に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消された者であるとき。
  - (5) 本県、他の都道府県及び市町村において、過去5年以内に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービス事業者としての指定又は許可を取り消された者であるとき。
  - (6) 上記(1)から(5)までの取消し等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。
  - (7) 申請者が、障害者総合支援法、同法施行令（平成18年政令第10号）第22条第1項及び第2項に規定するその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律並びに第22条の2に規定す

る労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (8) 申請者の代表者が、上記(1)から(7)までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。
- (9) 申請者の代表者が、上記(7)に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (10) 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者等の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害福祉サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実があり、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。
- (11) 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第2条第4号に規定する暴力団員等と認められる者であるとき。
- (12) 申請者が、条例第23条第1項又は第2項の規定に違反していると認められるとき。
- (13) 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- (14) 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

#### （指定の申請）

第3条 申請者は、第4条に規定する指定申請期間内に、「サービス管理責任者等研修事業者指定申請書」（第1号様式）のほか、次に掲げるものを知事に提出しなければならない。

- (1) 研修事業の名称及び実施（予定）場所（会場名及び所在地、使用備品を置いた平面図）
- (2) 学則
- (3) 研修内容及びカリキュラム
- (4) 演習計画書（タイムスケジュール・演習実施方法・演習内容等）
- (5) 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴及び担当科目
- (6) 研修修了の認定方法
- (7) 修了証書の様式
- (8) 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名及び履歴
- (9) 事業開始年度及び次年度の事業計画
- (10) 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- (11) 申請者の事業概要及び組織概要
- (12) 申請者の収支状況及び資産状況
- (13) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (14) 法人の登記事項証明書（3月以内に発行されたもの）

(15) サービス管理責任者等研修に係る情報を周知するホームページを印刷したもの

(16) 第2条第2項(1)から(14)までに該当しない旨の誓約書（別添様式1）

（指定申請期間）

第4条 毎年度指定申請期間を設けることとし、神奈川県ホームページにおいて周知する。

（指定の決定）

第5条 知事は、申請者から指定の申請があったときは、第2条に基づき、審査する。

- 2 知事は、第3条に定める申請書類に不備があるときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 3 知事は、審査を行うに当たり、必要に応じて、申請内容について、関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 4 知事は、申請内容が第2条の指定の要件を満たすと認めたときは、研修事業者としての指定を行い、申請者に対し、「サービス管理責任者等研修事業者指定書」（第2号様式）を交付する。
- 5 知事は、指定をしない旨の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

（受講者の募集等）

第6条 申請者は、指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。また、次条に規定する事業計画書の届出をせずに募集を開始してはならない。

- 2 研修事業者は、年度ごとに、少なくとも次の事項を明らかにした学則を定め、研修の受講を希望する者に対して、公開しなければならない。
  - (1) 研修の開講目的、研修事業の名称、研修の内容及び事業者指定番号
  - (2) 研修実施場所
  - (3) 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先
  - (4) 研修期間
  - (5) 研修カリキュラム
  - (6) 講師氏名
  - (7) 使用テキスト
  - (8) 各回の研修スケジュール、演習計画書及び講師氏名
  - (9) 受講資格と受講手続き等（募集要領、定員、受講決定方法を含む。）
  - (10) 受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法
  - (11) 研修修了の認定方法
  - (12) 個人情報の取扱方法
  - (13) その他、研修受講に係る重要事項

（事業計画書の届出）

第7条 研修事業者は、毎年度、当該年度における初回の研修の募集を開始する2月前までに、「サービス管理責任者等研修事業計画書」（第3号様式）に、当該年度の研修に係る第6条第2項に掲げる学則及び当該年度研修事業に係る収支予算の細目を添付して、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

3 知事は、研修事業者が前項の指示に従わないときは、当該年度の研修の実施の中止を命ずることができる。

#### （変更等の届出）

第8条 研修事業者は、第3条の申請又は第7条第1項の届出の内容を変更するときは、あらかじめ「サービス管理責任者等研修変更届」（第4号様式）に次に掲げる事由に応じた関係書類を添付して、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出なければならない。

(1) 研修事業者に関する事項について変更があった場合

法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、変更後の定款等

(2) 研修に関する事項について変更する場合

研修カリキュラム、講師、研修責任者、研修コーディネーター、日程（休講も含む。）その他研修に関する事項に係る変更後の関係書類

2 前項の届出のうち、第3条第3号、第5号及び第6号に掲げる事項を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

#### （事業廃止の届出）

第9条 研修事業者は、研修事業を廃止する場合には、あらかじめ「サービス管理責任者等研修事業廃止届」（第5号様式）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

#### （調査及び指導等）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、研修事業者に対して、研修事業者及び研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて研修事業者に対し出頭を求め、関係者に対して質問することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができる。

3 知事は、第1項及び第2項に基づく報告等により、研修事業者が研修事業の実施等に関して適

当でないとは判断したときは、研修事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第11条 知事は、研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項に掲げる要件に適合しなくなったとき、又は第2条第2項のいずれかに該当したとき。
- (2) 指定申請、届出、実績報告等において、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- (3) 届出の内容が適当でないと知事の指示を受けたにもかかわらずその指示に従わず、研修事業者又は研修事業が指定基準を満たさなくなると認められるとき。
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (6) 第9条第1項に規定する事業廃止の届出がなく、研修が1年間開講されないとき。
- (7) 前条に規定する報告、調査等に応じないとき又は改善の指導に従わないとき。

(修了の認定及び証書の交付)

第12条 研修事業者は、研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

- 2 研修事業者は、受講者が受講しやすいよう受講日程等に十分配慮すること。
- 3 研修事業者は、研修修了者に対し、「修了証書」(第6号様式又は第7号様式)を交付する。
- 4 研修事業者は、修了証書の交付に当たっては、公的機関の発行する証明書等により受講者の本人確認を行うものとする。

(台帳の管理)

第13条 研修事業者は、事業実施要綱の規定に基づき、研修修了者について氏名、生年月日、連絡先(住所、電話番号)、研修内容(修了分野等)、修了年月日及び修了証書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

- 2 研修事業者は、台帳の管理に当たって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。
- 3 研修事業者は、台帳を保存し、受講者からの修了証書の再発行等の依頼に応じなければならない。
- 4 研修事業者は、研修事業を廃止した後においても、第1項から第3項までに掲げる義務を負う。

(事業報告書等の提出)

第14条 研修事業者は、各回の研修終了後1月以内に、「サービス管理責任者等研修修了者名簿」(第8号様式)に次に掲げる書類を添付し、知事へ提出するものとする。

- (1) 受講者の出席簿の写し

- (2) 講師出講確認書の写し
  - (3) 県が別に定める効果測定の結果集計
  - (4) 受講者募集及び選考に係る過程及び結果がわかる資料
  - (5) 研修テキスト
- 2 前項の提出を行うに当たり、「サービス管理責任者等研修修了者名簿」(第8号様式)並びに前項第3号及び第4号に掲げる書類は、電磁的記録も併せて提出するものとする。
- 3 研修事業者は、当該年度の事業終了後速やかに「サービス管理責任者等研修事業報告書」(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業者の責務)

第15条 研修事業者は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- 2 研修事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 研修事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 研修事業者は、障がいを理由に受講を拒んではならない。また、受講者である障がい者から受講に当たって配慮を求められたときは、適切に配慮を行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。

